

種別	鳥栖市での手続き	担当課 (TEL)	新住所での手続き
鳥栖市で印鑑登録を行っている方	異動日を持って廃止されます。お持ちの印鑑登録手帳は返納または破棄してください。	市民課 85-3580	改めて、印鑑登録の手続きをしてください。
小中学校の児童生徒の保護者の方	別紙児童生徒転出入通知書を持って転校の手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 (南別館 2F) 85-3520	新しい住所地の市区町村窓口（もしくは教育委員会）でご確認ください。
国民年金に加入または受給されている方	手続きの必要はありません。（海外転出の方のみ窓口へ）	国保年金課 85-3583	年金手帳または年金証書を持参のうえ、住所変更手続きをしてください。
後期高齢者医療保険証、高齢受給者証をお持ちの方	保険証、受給者証をお持ちのうえ、窓口で喪失の手続きをしてください。	国保年金課 85-3582	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
児童手当、児童扶養手当を受けている方 子どもの医療、ひとり親家庭等医療費を受けている方	印鑑と各証書をお持ちのうえ、窓口で手続きをしてください。	こども育成課 85-3552	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
障害者福祉サービス・特別障害者手当等を受けている方	窓口で手続きをしてください	高齢障害福祉課 85-3642	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方	介護保険の被保険証をお持ちのうえ、窓口で受給資格証明書をお受け取りください。	高齢障害福祉課 85-3554	受給資格証明書をお持ちのうえ、申請手続きをしてください。
上下水道を使用されている方	窓口で上下水道中止・精算手続きをしてください。	上下水道局 85-3537	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
125cc以下のバイクをお持ちの方	印鑑、ナンバープレートを持参のうえ、廃車の手続きをしてください。	税務課 85-3588	新しい住所地の市区町村窓口でご確認ください。
市税・国保税等が課税されている方	窓口で納税についてお尋ねください。	税務課 85-3588	手続きは必要ありません。
鳥栖市内に固定資産を所有されている方	窓口にて新しい住所をお知らせください。	税務課 85-3590	手続きは必要ありません。
妊娠されている方	手続きは必要ありません。	保健センター 85-3650	妊婦健診票は、新しい住所地に市区町村窓口でご確認ください。母子手帳はそのまま使えます。